

「スパイ防止法」を許すな！

「宮澤・レーン・スパイ冤罪事件」を繰返させてはならない

北大生・宮澤弘幸「スパイ冤罪事件」の真相を広める会・事務局

1) 1941年12月8日、対米開戦と同時に国内一斉抑圧を開始

1941年12月8日は、太平洋戦争に於ける日米開戦の日。同時に、国内にあっては外諜防止・治安維持の名の下で、国家による過酷で徹底した人権抑圧が極限へと向かった日となる。

外諜とはスパイ行為。摘発の元締め、内務省警保局外事課の内部文書『外事警察概況』によると、

「予て非常事態に備えて外諜容疑者名簿を整備し、綿密なる内偵を遂げつゝありたるが、十二月八日午前七時以降、司法及憲兵当局と緊密な連絡の下に左の如く全国的に一斉検挙を実施せり」——との記録があり、8日だけで111人、その後の15人を加え、全国で計126人が検挙されている。

北大関係では、以下の7人が前後して勾留された。

宮澤 弘幸 25歳＝北海道帝国大学工学部学生

1919年、東京都豊多摩郡代々幡町生。恵まれた家庭環境の下で育ち、特別に英語教育を受けるなど学業優秀。北大時代も軍国日本の動向に沿った勉学・行動を重ねていた。レーン夫妻やドイツ語のハッカー師のもとで語学と国際文化習得に磨きをかける。

父・雄也は早稲田大卒、藤倉電線、社内留学でドイツへ。母・とくは繁栄商家の出。その父は近江商人の出で創業に成功した。弟・晃は慶大から学徒動員で海軍航空隊パイロット。妹・美江子は津田塾で学ぶ。戦後、郵政省技官の秋間浩と結婚しアメリカ・コロラド永住。秋間浩の支えで兄・弘幸に対する冤罪告発に立ち上がる。

ハロルド・レーン 52歳＝北海道帝国大学予科英語教師

1892年生、両親ともクエーカー教徒。第1次世界大戦では良心的兵役拒否を選択しフランスでの戦後復興業務に従事。日本の大学教員公募に応じて来日し、永住を志向。

ポーリン・レーン 52歳＝北海道帝国大学予科英語教師

宣教師である父が日本各地で伝道。ポーリンは京都で生まれ、旧制札幌第一中学校などで英語教師を勤め、26歳で結婚したが、その夫が第1次世界大戦で戦病死。ハロルドと再婚、先夫との長女をはじめ5子をそだてた。

*レーン夫妻は戦中の有罪確定で刑務所に収監されたが、日米交換船で帰国。戦後、夫妻を敬う北大OB達の招きで北大復帰。札幌円山墓地で眠る。

渡邊 勝平 26歳＝北海道帝国大学工学部助手。レーン夫妻の知己

丸山 護 29歳＝日本ポリドール社員＝「外事警察概況」記載。レーン夫妻の知己

黒岩喜久雄 25歳＝北海道帝国大学農学部・戦時繰上げ卒業。レーン夫妻の知己

石上 茂子（シゲ）元レーン家女中＝「外事警察概況」記載

2) 宮澤弘幸ら5人は、いかにして検挙されたのか

内務省文書は「全国一斉」としているが、同日同時刻の一斉ではない。レーン夫妻は、8日正午過ぎから自宅官舎でポーリン、ついでハロルドと断続して検挙され、宮澤弘幸の場合は、当時、北大工学部の書記（会計係）だった村田豊雄の著作『白聖館の人たち』（定年後の1969年刊行の随想録）の中で、「その日の午後、M君は蒼白な顔をして学部に見われ又去って行ったが、その下宿で逮捕されたという事を聞いた」——と記されている。Mは宮澤にほかならない。同じ随想録の中で、宮澤が学部職員らの目には比較的目立つ存在だったと記しているから、見誤ることはない。

また、宮澤弘幸のアパート（同市北4条の茅野アパート）の家主の言に、「今朝、特高が宮澤さんの部屋に踏み込んで、めっちゃめっちゃにしていた。宮澤さんは（そのとき不在で）北大で検挙されたらしい」——がある。

検挙の場所につき、工学部書記は「下宿で」といい家主は「北大で」といい、食い違っているが、双方ともに想像の域であることは言外に読み取れる。また「蒼白な顔」との表現も、思わせぶりに読み取れるが、後年の随想録だから、前後錯綜の可能性も否定できない。確かなのは、拘束の場所、時刻は不明ながら、『外事警察概況』によって、12月8日に検挙されたのは間違いない。

【註】レーン夫妻の動静はポーリン・レーンの手記に拠る。同手記が日本で明るみに出る前の1987年刊の上田誠吉著『ある北大生の受難—国家秘密法の爪痕』では、宮澤弘幸が8日早朝にレーン夫妻を官舎に訪ね、変わらぬ交流を確認した後、同官舎付近で相次ぎ検挙された——などと回想録風に記述されているが、ポーリン手記によって宮澤による訪問自体がありえない「思い込み」になる。

事件解明の先駆者でもある弁護士・上田誠吉は、右著作「あとがき」の中で「とくに思い込みがいけません。間違いは多くの場合、思い込みの強さに発しているようです。しかし同時に、多少は思い込みがないと、なにも新しい知見は得られません。そのへんの加減が難しいようです」と述べており、伝聞を基にした事実解明の難しさについて示唆するところあって深い。

本日上映のビデオも、ポーリン手記発見の以前に制作されており、上田著作と同様の思い込みによる齟齬があり、事実確認のうえでは要注意となる。

黒岩喜久雄は、上田誠吉の対面検証に応じており、その言を要約すると、8日は郷里・長野県にいて同15日ころ札幌に戻り、27日早朝に下宿で勾留を告げられ家宅捜索を受けたが、たまたま同日は北大の戦時繰上げによる卒業式の日で卒業生総代でもあったことから式出席を求めて容認され、式後に札幌警察署へ出頭し勾留された。これは『外事警察概況』等の記録とも一致する。

渡邊勝平、丸山護については、検挙の前後を含め、状況を知り得る文献、伝聞とも見当たらない。石上茂子はアメリカ人記者・Berryの記事によれば、夫妻連行後も官舎に居たことになるが、家宅捜索終了まで留め置かれたのか否か、このへんの状況も全く知れない。

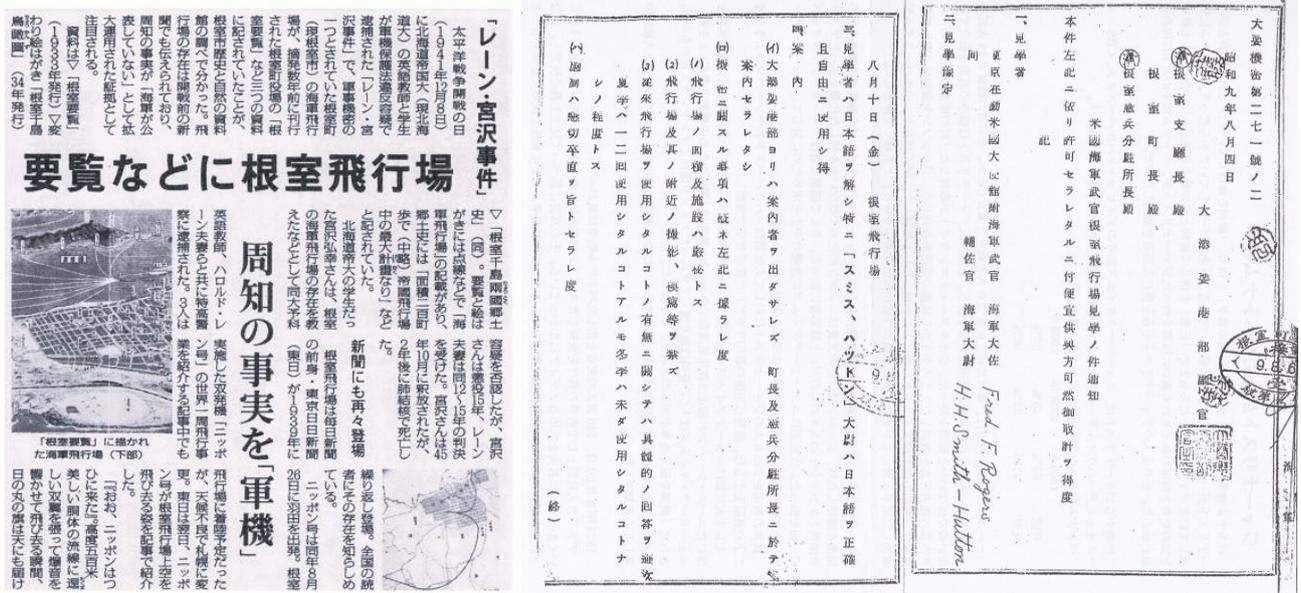
3) 限りなく些末な、軍事機密とは言えない軍事機密の正体

一斉検挙の目的はスパイ摘発で、容疑は軍機保護法による軍事機密の探知と同漏泄（漏洩）になる。だが最重刑を課されたレーン夫妻・宮澤弘幸の一件で見直してみても、軍事機密というには余りに些末な「事実」が重罪の因にされている。宮澤判決から例示すれば

- ① 旅行中に車窓から見た根室・海軍飛行場の外観
- ② 課外の労働実習で見聞した樺太・大泊での港湾油槽の築造外観
- ③ 樺太旅行中に見た上敷香・海軍飛行場の外観
- ④ 右近辺で見聞した工事中の電気通信所、高射砲装備の防空灯台の外観
- ⑤ 見学便乗した灯台巡視船で見聞した宗谷岬灯台付設の海軍信号施設の外観
- ⑥ 同、千島列島の海軍砲台の存在
- ⑦ 同、海軍・松輪島飛行場の存在
- ⑧ 同、占守島の陸軍駐屯と軍施設の存在

——と、いった外形見聞に止まる。

いずれの対象も、地元や、少し関心を持たれば知れる存在であり、海軍の根室飛行場に至っては、アメリカ大使館付海軍武官による見学要請を公式に受け入れてさえいる（次頁写真）。まして関係各国の諜報部局なら先刻承知の外形情報と言っている。渡邊、丸山、黒岩を經由した「機密」も大同小異であり、国家・軍を害するような軍事機密の漏洩とは言えない些末を羅列している。



毎日新聞 2013年11月29日

「米國海軍武官根室飛行場見学ノ件通知」=昭和9年8月4日

4) 漏洩と断じた軍事機密による軍・国家の実害は限りなくゼロに近い

軍事機密の漏洩は、敵対国の手に渡って初めて害をもたらす実体となり、脅威となる。そこで、漏洩の時日と漏洩先をレーン夫妻の判決でみると、

- ① 1939年6月10日頃、札幌市内・北星女学校でフィリピン駐在アメリカ陸軍武官へ渡邊から探知の一部（1938年9月2日頃までに探知）を漏洩
- ② 1940年4月24、25日頃、同女学校で駐日アメリカ大使館附海軍中尉、同大使館附外交官補へ宮澤、渡邊、黒岩から探知の各一部（1939年10月頃までに探知）を漏洩
- ③ 同女学校で毎週金曜日に開かれる社交会に出席し同会常連を通じて「駐日アメリカ大使館員ら

に通報せらるるものなることを予想し乍ら」探知事項を申し告げて漏洩
——と、なっている。

以上、漏洩経緯の詳細については「真相を広める会」編『引き裂かれた青春』（花伝社刊）で検証しているが、探知後直ちにアメリカ大使館など敵国官憲に通報（漏洩）したとする件は皆無で、

①②の場合は、早いものでも半年後、遅くは2年後の漏洩となっている。③に至ってはスパイの常識では論外と言っている。

言い方を換えれば、せっかく探知しながら半年余も棚ざらしにしていたわけであり、重要な機密ではなかったことを判決自体が自認している。これが判決の実相であり、些末な容疑で重刑を科したことを、判決自体が「証明」していることにもなる。もとよりレーン夫妻、宮澤弘幸ともに漏洩容疑を否認している。

5) 些末に重刑を科した軍機保護法とはいかなる法律なのか

軍機保護法は、1899年に制定された。その原型は軍内部の規律法だったが、戦争翼賛体制が進むにつれ改悪に改悪を重ね、特に盧溝橋事件さ中の1937年8月の「改正」では、関係者が「新法」と呼ぶまでに条々を改めた。要点を挙げれば、

- ① 軍事機密の範囲を作戦、用兵等と限定するかにみせて「其の他の軍事上秘密を要する事項」を付記することで無制限拡大を可能にし、
 - ② 軍事機密の指定権者を「陸海軍大臣が命令を以て定む」として軍による専権化を明記し、
 - ③ 国内要地に、軍の恣意による「秘匿地域」を設定して国民に当該地での行動制限を課し、
 - ④ 過失、偶然による「機密」の見聞、未遂、扇動をも探知罪、漏洩罪の対象とし、
 - ⑤ 最高刑を死刑にまで拡大した
- となる。

一言にすれば、全てが軍の自在になるように仕立てられ、軍が白を黒といえれば黒になるように仕込んだのだから、旧・憲法下の臣民の権利からいっても到底容認出来ない条々が列挙されている。

そこで、貴族院の学識議員・織田萬らによる重厚緻密な議論が展開され、陸海軍側も法案を通すためか、

「軍事上の秘密は……統帥事項又は統帥と密接なる関係を有する事項に関する高度の秘密……即ち尋常一様的手段では探知収集出来ぬ、不正手段を以て是等の秘密を探知収集する者を処罰するの意味」

——等々と、条々の運用面での扱いを限定する答弁を重ね、これらを

「本法に於て保護する軍事上の秘密とは、不法の手段に依るに非ざれば之を探知収集することを得ざる高度の秘密なるを以て、政府は本法の運用に当りては、須く軍事上の秘密なることを知りて之を侵害する者のみに適用すべし」

——との付帯決議に織り込み、これをもって原案可決となった。

条文を修正しての明記を控えながらも、立法時における共通認識として

▽法で保護する「軍事機密」の範囲を「高度」なものに限定し、

▽探知の手段を「不正」なものに限定し、

▽犯意の有無を明確にすること

——を以て本法適用・加罰の要件とした。当時の、議会状況の中で、ぎりぎりの歯止めを掛けたといえる。

6) 軍・国家権力は付帯決議を無視、法の精神を踏みにじった

当付帯決議をもってしても冤罪防止に十分とは言えないが、軍・国家権力は、法が成立した途端、あろうことか当付帯決議も、議事録に残った限定答弁の数々も全て無視し、警察も検察も、さらに裁判官までもが軍・治安権力に追従した。その何よりの証拠が、宮澤レーン冤罪事件そのものになる。

即ち、宮澤弘幸の「見聞」行為自体は事実だったとしても、その全てが「不法な手段」による「見聞」ではなく、見聞した内容も、石油タンクの数とか、工事就労者の数とか、飛行場の存在や格納庫の数などで、いずれも素人目にも分かる公然であり、「不法な手段に依るに非ざれば之を探知収集することを得ざる高度の秘密」ではないことを、判決自体が「証明」している。

加えて、犯意の認定においても、証明がなされていない。仮に、これら「見聞」が判決の断じる軍事機密だったとしても、宮澤弘幸、及びレーン夫妻がこれら「見聞」を「軍事機密」だと認識し、認識した上で犯した、との証明も全くなされていない。

つまり、軍機保護法成立の前提となった「付帯決議」に照らすならば、軍機保護法違反の犯罪となる要件（高度な機密、不正手段による入手、犯意の証明）を一つも満たしていないのが宮澤・レーン事件なのだ。一言にすれば、法を悪用した国家権力による冤罪事件だった。

7) 軍・国家権力が仕組んだ冤罪づくりの構造

以て、本件は、国家権力あるいは軍事作戦にとって重大な支障・損害が勃発したことによって起り、その捜査の結果、重罪にあたいするスパイ容疑者が検挙されるに至った、という経過にはなっていない。最初に検挙ありきで、レーン夫妻と宮澤弘幸らを検挙し、そのうえで容疑をとってつけた、国家権力による故意の冤罪事件という構造をなしている。

言い方を変えれば、スパイ摘発は目くらましで、一斉検挙の本当の狙いは別次元にあった。おそらく身柄を拘束して非日常の空間に隔離し、長期にわたって理不尽に締め上げ、抵抗すれば拷問さえ加えて極限まで心身を痛めつけ、もって地域社会に恐怖と委縮をもたらし、国家権力への批判・抵抗を壊滅させることにあった。

これは一斉検挙 126 人の刑事処分をみれば歴然となる。先の『外事警察概況』によれば 1942 年末時点で懲役 18 件、禁固 5 件、罰金 14 件、起訴猶予 40 件、不起訴 21 件、嫌疑なし 10 件、未決ほか 18 件となっており、有罪率は 29.3%。ただし「嫌疑なし」の石上茂子にして、100 日を越える勾留の末であり、痛めつけるだけ痛みつけての「嫌疑なし」だった。

レーン夫妻ら、敵性外国人となった在留外国人はそれだけで検挙の対象とし、その周辺で目障りだった日本人を根こそぎ検挙して長期勾留し痛みつけておくことに目的があったのだから、容疑も処分

も二の次、三の次扱いで、有罪率など摘発評価の外にあったと言える。

8) 冤罪横行を可能にした法体系の構造

加えて見逃せないのは、これら非道・理不尽な法の運用を可能にする、いわば「冤罪法」体制が周到に仕組まれていたことだ。

一に、国防保安法（1941年5月施行）。軍機保護法関連の身柄拘束では逮捕状なしの検挙を検事の専権で出来るよう刑事手続きに特例を設けた。また「国家機密」の指定を主務大臣の専権とし、指定内容も外国に漏れるのを防ぐとの口実で、内容の詳細を非公示とした。

二に、戦時刑事特別法（1942年3月施行）。軍機保護法関連では、控訴された場合、控訴審を飛ばして、いきなり大審院（上告審）での審理とし、しかも、大審院では法廷審理抜きで書面のみでの棄却（門前払い）が可能となる特例を仕込むことで、事実上の一審制とした。

その一審（地裁）においても、弁護士の選任制限、捜査調書・法廷記録などの閲覧・謄写制限、判決理由・適用法の詳細非公示等を仕込むことで、証拠の明示さえ省かせ、判決文の不交付までを可能としている。いずれも「漏洩防止」を口実として、暗黒裁判を法制化している。

この他にも、軍用資源秘密保護法、要塞地帯法、防衛海面令、国家総動員法、そして治安維持法等々と国民抑圧・戦争遂行の法令が巧妙に連携し、権力にとって目障りな国民を無限定に検挙し、無限定の罪（冤罪）に押し込む「冤罪法体系」が仕組まれていた。

戦後、黒岩喜久雄が上田弁護士に語ったところでは、公判は1回だけ。検事が何分か発言し、弁護士からは一言もなく、即、判決となって、判決文の交付もなかった。したがって何の嫌疑で何が罰せられたのか、当の黒岩には全く知れないままの裁判だった。公判後、担当の弁護士（笹沼孝蔵）から「執行猶予がついたのは君だけだ。控訴してもいいが、いつまでかかるか分からない。だから甘んじて受けたほうがよい」といわれ、そのようにした。これが「裁判」の実相だった。

9) 冤罪によって科された罪と罰は、法適用の限界を超えている

ハロルド・メシー・レーン＝軍機保護法等違反・探知及び漏洩罪で懲役15年。1943年6月11日、上告棄却で確定。北海道内の刑務所に収監後、1943年9月、日米交換船で母国アメリカへ送還。

ポーリン・ローランド・システア・レーン＝軍機保護法等違反・探知及び漏洩罪で懲役12年。1943年5月5日、上告棄却で確定。北海道内の刑務所に収監後、1943年9月、日米交換船でハロルドと共に母国アメリカへ送還。

宮澤弘幸＝軍機保護法等違反・探知及び漏洩罪で懲役15年。1943年5月27日、上告棄却で確定。北海道・網走刑務所に収監、1945年6月25日、宮城刑務所へ移監。戦後の1945年10月10日、GHQ（連合国軍総司令部）の覚書（指令）により釈放されるも、獄中での衰弱に加え腸結核に罹患し1947年2月22日27歳で死去。

渡邊勝平＝軍機保護法等違反・探知及び漏洩罪で懲役2年。1942年12月19日、控訴せず確定。北海道内の刑務所に収監されたと思われるが、以後の消息まったく不明。

丸山護＝軍機保護法等違反探知及び漏洩罪で懲役2年。1942年12月16日、控訴せず確定。北海道内の刑務所に収監されたと思われるが、以後の消息まったく不明。

黒澤喜久雄＝軍機保護法等違反探知及び漏洩罪で懲役2年執行猶予5年。1942年12月24日、控訴せず確定。戦後は農業関連の仕事に就いたあと、教師となって郷里・長野県に戻り、高校教育に尽力。

石上茂子＝検挙後、100日を越える勾留を経て1942年3月10日、嫌疑なしで釈放。

【註】罪状を、レーン夫妻の判決（1審）で見ると、直接探知・収集した「軍事機密」は1件もない。全て、宮澤らからの「旅行談」、「視察談」、「座談」等に拠ると判決自体が認定している。したがって、軍機保護法の規定からは「知得又ハ領有」による入手に相当し、入手自体では罪に問われず、入手した機密を「漏泄（漏洩）」してはじめて罪となる。

つまり入手自体が罪となる「探知」「収集」とは罪状に大きな差がある。ところが判決は、何らの法理説明もなく「知得又ハ領有」に相当する事実を「探知」と記して重罪を科している。現存判決では、肝心の証拠開示、適条開示の部分が欠落しているため検証を困難にしているが、矛盾を糊塗しようともしない乱暴な判決であることも明らかだ。

10) 国家権力は何故に些末な嫌疑に重罪を科したのか

レーン夫妻及び宮澤弘幸への刑罰は、レーン関連7人の中でも異常に重く、一斉検挙126人中でも桁違いの重刑になっている。なぜか？ ここが本件解明での一番の暗黒部分でもあるのだが、捜査及び公判記録のほとんどが敗戦時に廃棄処分されていることから、文献による検証を阻む壁は極めて厚い。そこで、敢えて仮説を立てての検証を試みる。考えられる第一の要件は、宮澤弘幸の身を挺しての頑強な抵抗だ。事件解明によって見えてきた宮澤の人となりは曲がったことの嫌いな稀にみる頑固者だった。おそらく冤罪となる容疑を真っ向から否定し「自白」強要を拒否した。受けた暴行の痕が痣しこりの如く皮膚に遺っているのを家族が現認している。

一方、特高・検察当局は、被検挙者の全てに「自白」させるのが使命と自縛している。実際、検察が自ら「嫌疑なし」とした以外は、「自白」するまで心身にわたる過酷な責めを厭わなかった。これは戦後、黒澤喜久雄が上田弁護士の対面検証に明かしたとおりなのだろう。力づくの強要を重ね、その墮ちるところは底なしの拷問だった。

宮澤はこの冤罪容認を拒否しただけでなく、それを理不尽に強要する特高・検察のありよう自体を強烈に糾弾した可能性が濃い。以て、特高・検察には、これが単なる捜査批判に止まらず、国家への反逆と映った。天皇の特高・検察に逆らうことは天皇に逆らうことになる。

宮澤は、むしろ軍国青年で、国威発揚に共感する論文で受賞したり、陸海軍の軍事講習に積極的に参加し、海軍の給費生にもなっていた。特高・検察は、こうした宮澤の志操・信条をも十分把握しており、これを野に放つならば国家の災いになると断じ、以て、長期刑を科すことで口を封じ、同時に国民・世情に向けては見せしめとし、戦争国家の絶対性を維持しようと図った。

そこから反転し、科刑の均衡を図る必要上から、レーン夫妻へも同等の重刑を科した。言えば、もともと治安当局が狙いをつけた本ボシ・スパイは敵国アメリカの国籍を持つレーン夫妻であり、宮澤ら5人は、その手足の位置づけだった。実際にも、黒岩喜久雄によれば、取り調べで根掘り葉掘り訊かれたのはレーン夫妻の言動ばかりだったと言っている。

これが、捜査当局の異様な威信に絡む思惑によって宮澤弘幸に過大な重刑を科すことになって、辻褃が合わなくなった。そこで、レーン夫妻へも無理やり重刑を科すことになった。この本来なら「微罪」な1件を「重罪」に捻じ曲げた矛盾の一端は、先の【註】でも明かしている。

もとより暗黒部分を露わにする物的証拠は遺されていない。飛躍に過ぎるとの批判を受けるやもしれない。だが斯く推理しなければ理解し難い闇が重くのさばっており、斯く考えれば納得いく仮説といえる。

北大で親交篤かったイタリア人交換留学生のフォスコ・マラーニは、宮澤弘幸を「強固な自己確信」者と評し、戦後の追悼で「彼の優れて独立心の強い性格が自分の立場を危うくしたのではないか。おそらく彼は官憲と向かい合っている際に求められる控えめで従順な態度を拒否し、尋問に対しては真正面から面をあげて答えたに違いない」と述べている。

【註】軍機保護法等関連の捜査・公判記録等が証拠隠滅同然に廃棄された中で、現存しているのは▽レーン夫妻・宮澤弘幸の各大審院判決原本▽渡邊勝平・丸山護の各1審（札幌地裁）判決原本▽レーン夫妻・宮澤弘幸・黒岩喜久雄の各1審判決の書写になる。

中でも、大審院判決には弁護側の「上告趣意書」が引用の形でほぼ全文が転載されており、冤罪解明の重要な手がかりとなる。書写は、内務省の手によるもので、証拠及び罰条開示部分が欠落しているが、誤字等の書き損じ以外は正確に写し取っていると推察できる。

以上7点が現存する事件解明にかかる原資料の全てであり、この他は戦後、上田弁護士らによって、関係者・遺族らから聞き取った「証言」「伝聞」などになる。これらは全て上田著作及び「真相を広める会」編の『引き裂かれた青春』（花伝社）、『総資料総目録』ほかに収録されており、本件「仮説」では個々の引用を省いているが、これら資料を精査・検証したものになる。

11) 北大当局は国家に隷従し、護るべき教員・学生を見捨てた

戦前・旧制の大学にあっても、学問の自由や学府自治に連なる気概と実績があったが、12・8 勃発以降の北大当局には、その欠けらもみられない。開戦の大本営発表と同時にレーン夫妻へは「官舎待機」を命じ、暮れの12月29日付で、文部省に向け「教師の身分を存続せしむるも如何かと思料致され候」の伺をたてている。

文部当局は、12月18日付で、大臣官房秘書課長名の当該大学への「通牒」を発し、英米人教師による講義の差し止めと現況報告を求めているが、北大の処置はこれを先取りし、更に先の処分にまで先走っている。この間に北大として事の真偽を極めようとする姿勢すらなく、不祥事の責めを弱めることに汲々としていた。

文部当局の断は、翌1942年2月28日付の同課長名の「通牒」で届き、年度末の3月末日で傭契約を破棄するよう示された。北大は、直ちに処置に入り、3月14日付で「解約書」を拘置中の夫妻に送りつけ、以後、戦後に至るまで「無関係」を通して。官舎についても当然として、即刻明け渡しを求めている。

宮澤弘幸については、学籍簿の退学欄に「昭和17年4月1日（理由）家事上ノ都合」とあって、備

考欄に「昭和十六年十二月八日 国家総動員法ニ依ル諜報問題ニテ勾引セラレ後起訴セラル」とある。「起訴セラル」とあるから、4月9日の起訴後の記載となるが、「国家総動員法ニ依ル」は見当違いであり、起訴後の事態を把握する姿勢さえ弱かったことを浮き彫りしている。

所属の教職員、学生が特異な嫌疑で獄壁の内の非常な日常に押込まれたにも関わらず、その身辺や人権保護にかかる対応の痕跡すらなく、大学としての立場、対応も明らかにしていない。

検挙直後、宮澤の母親が伝手を頼って総長・今裕の自宅を訪ねた折も、冷たいあしらいで、母心をいたく落胆させている。

【註】宮澤弘幸の「退学」は、学籍簿上では「家事上ノ都合」となっているが、実際には北大当局の意向によって押し込まれた、事実上の退学処分の蓋然性が高い。ただ、明確な痕跡はなく、糾明の求められる暗部となっている。



日中戦争激化の中で「ソシエテ・デュ・クール（心の会）」結成

1939（昭和14）年6月8日、北海道帝国大学外国人教員と学生有志は、先進文化と語学の実践習得を目指して太黒マチルド夫人（前列中央メガネの女性、フランス語）宅で「ソシエテ・デュ・クール（心の会）」を結成した。宮澤弘幸（前列右端）その左からハロルド・レーン、ポーリン・レーン、マライーニ夫人のトパーチア、学生を膝にヘルマン・ヘッカー（ドイツ語）、後列中央はフォスコ・マライーニ（イタリア語）左端はヴォルフガング・クロール（ドイツ語）

2004年に国立大学法人化が強行された結果、大学の自治・研究・運営は、事実上政府管理下におかれ、2025年には日本学術会議を政府の監督支配下におく法律が強行された。かつての戦中時代にあっても、北大の教員と学生たちが目指した国際交流と真理探求の精神を現代にどう生かすかが問われている。

12) 検証と顕彰——冤罪を憎み、再発を阻止する思い

本件冤罪の加害者は、国家治安の総元締・旧内務省に収斂される国家権力そのものだった。それは事件の暗幕に光を当てれば見えてくる。

本件検証の端緒は、宮澤弘幸の遺族、妹・秋間美江子と夫・浩の夫妻が、戦後 40 年にして声を挙げたのに始まる。折から 1980 年代を騒がせた「国家秘密法」阻止の時代。秋間浩の提起に応じて弁護士・上田誠吉が検証し著した『ある北大生の受難』は、本件冤罪の実相を明かすと共に、「国家秘密法」が「軍機保護法」を焼き直した冤罪法となる危険性を史実を以て証明した。引き続き一連の上田検証と、その成果の刊行は、冤罪究明の基盤となっている。

同時に、秋間美江子は 40 年来の重い口を開き、冤罪阻止の語り部となると共に北大当局に対し、兄・弘幸の北大生としての名誉回復を求めた。この熱意に共感した輪が次第に広がり、引き続き 2010 年代の、戦争法体制に狂奔する安倍政権の時代には、当会「真相を広める会」が結成されるなど、運動の組織化も進んだ。2013 年の発足以来、運動への賛同者は会員 304 人を含め 1159 人に達している。

当初、先行して取組んだのは名誉回復。秋間夫妻をはじめ関係者の高齢化を踏まえてのことでもあるが、国家権力に隷従して門戸を閉ざしていた北大当局を引き付けるには組織力が求められた。実際、北大当局も次第に門戸を開け、2014 年 5 月の対面交渉では、当時の三上隆・副学長が「レーン・宮澤受難は冤罪であり、事件を風化させない」との趣旨の見解を明らかにし、その証の一つとして、既にあった学内表彰「レーン記念賞」に加え「宮澤記念賞」の創設を表明した。求める名誉回復・顕彰にはなお遠いが一歩こじ開けたと言える。

真相究明では、上田検証を土台に、上田検証後に掘り起こされた史料、伝聞、見解などを総ざらいし、さらには上田検証そのものへも忌憚なき再精査を加えることによって全容解明に努めた。

その成果が 2014 年刊行の『引き裂かれた青春—戦争と国家秘密』（花伝社）であり、これには関係判決の全文、軍機保護法の全文など基本史料・文献も収録し、過不足ない構成を期している。

もとより究明は不断に重ね、その成果は『国家権力犯罪を糾す—宮澤・レーン・スパイ冤罪事件 総資料総目録』として収録・刊行し、さらに 2020 年には、「ポーリン手記」が明るみに出たことから、この原文全文を収録・検証しての『総資料総目録 補遺 2020 年』を刊行している。

【註】宮澤記念賞は、宮澤弘幸が外国語習得に熱心で成績も優秀だったことから、基礎課程での語学優秀の学生に毎年授与する。ただ英語優秀学生へは「レーン記念賞」があるので宮澤記念賞の対象は英語以外になる。なお、「宮澤記念賞」のほか、「風化させない」施策の一環として表明、あるいは実施したものに以下の施策などがある。

- ① 北大創基 150 年の正史には三上表明と同趣旨の見解を織り込む
- ② 北大総合博物館にレーン・宮澤事件を伝えるパネルを展示する
- ③ 北大百年記念館に宮澤弘幸に関する展示を入れる
- ④ 秋間美江子が北大に寄贈した「宮澤弘幸アルバム」を展示する常設コーナーを設ける
- ⑤ 学籍簿をはじめ、宮澤弘幸に関する学内文書を全て収録した検証ノートの刊行（北海道大学大学文書館年報第 9 号）
- ⑥ 総合博物館で「宮澤・レーン事件 80 周年特別展」の開催（2021 年 12 月～22 年 1 月）と、同記録冊子の刊行

13) いまに活かすべき教訓

何よりも、法と向き合う大事がある。本件冤罪も、仕掛けたのは戦争に狂奔する国家権力だが、その手段としたのは法であり、法によって機密をつくり、法によって嫌疑をつくり、法によって重罪をつくり、法によって判決をつくり、法によって冤罪を正当化した。

以って、大事は、立法段階からの監視になる。危ない法律は必ず、もっともらしい仮面をつけ、仕掛けは見えないように仕込んで成立を図る。だから可決されるまでは、どんな答弁も憚らず、いかなる付帯決議にも同意したふりをする。だが、法は、法となった途端、権力が仕込んだままに独り歩きを始める。

軍機保護法においても、成立の要件となった「付帯決議」は、あくまで「法案」に付帯されたもので、成立した「法」には、何の「付帯」もついていない。これが国家権力の底意であり、運用となっている。

よって危ない法案への対処では、とことん手を抜かず仕込みを見抜いて追い込み、必須事項は条文に織り込まなければならない。

内外ともに先に明るさの见えない厳しい状況が続く時代、決して「軍機保護法」の轍を踏んではならない。国家権力による冤罪が戦争への道と一体になった史的事実(注)に思いを深め、12月8日の意義とする。

～～宮澤弘幸不当弾圧抗議墓参・顕彰追悼命日墓参～～

『北大生・宮澤弘幸「スパイ冤罪事件」の真相を広める会』と『宮澤・レーン事件を忘れない！北大・戦後世代をつなぐOB／OGの会』は、宮澤弘幸命日の「2月22日」に「顕彰追悼命日墓参」(2013年から)、宮澤弘幸が不当弾圧された「12月8日」に「不当弾圧抗議墓参」(2018年から)を行っている。宮澤弘幸の墓は、「常圓寺」(160-0023 新宿区西新宿 7-12-5 <tel:03-3371-1797>)

なお、宮澤家墓は2023年4月、遺族によって常圓寺正面本堂右側に新設された供養塔へ移設された。



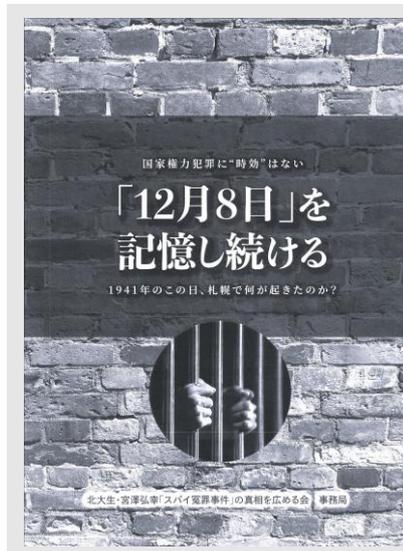
不当弾圧抗議墓参 (2024年12月8日)



顕彰追悼命日墓参 (2025年2月23日)

<冊子『「12月8日」を記憶し続ける』紹介>

「真相を広める会」は、「スパイ防止法」策動に危機感を抱き、2025年12月8日付で『国家権力犯罪に“時効”はないー「12月8日を記憶し続けるー1941年のこの日、札幌で何が起きたのか?』と題した冊子を発行しました。本資料は『第1章「12月8日」を記憶し続ける』を基にしました。



目次

はじめに

第1章 「12月8日」を記憶し続ける

第2章 冤罪事件の「痕跡」を追って

参考資料① 「真相を広める会」発行の主な書籍・冊子

参考資料②-1 「宮澤・レーン・スパイ冤罪事件・関連年表①」

参考資料②-2 「宮澤・レーン・スパイ冤罪事件・関連年表②」

参考資料③ 「マスコミ報道の主な記録」

あとがき

本冊子ご希望の方は、下記までご連絡ください。送料込み 1000 円です。

福島清メールアドレス misuzuya@jcom.zaq.ne.jp

北大生・宮澤弘幸「スパイ冤罪事件」の真相を広める会・事務局 福島 清

<参考資料>

世界と日本の先人たちは苦難を乗り越えて理想を掲げた

すべての人間は生まれながらにして平等であり、その創造主によって、生命、自由、および幸福の追求を含む不可侵の権利を与えられている。 (アメリカ独立宣言 1776年7月4日)

*

われら連合国の人民は、われらの一生のうちに二度まで言語に絶する悲哀を人類に与えた戦争の惨害から将来の世代を救い、基本的人権と人間の尊厳及び価値と男女及び大小各国の同権とに関する信念をあらためて確認し、正義と条約その他の国際法の源泉から生ずる義務の尊重とを維持することができる条件を確立し、一層大きな自由の中で社会的進歩と生活水準の向上とを促進すること。 (国連憲章 1945年6月25日)

*

日本国民は、恒久の平和を念願し、人間相互の関係を支配する崇高な理想を深く自覚するのであつて、平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した。われらは、平和を維持し、専制と隷従、圧迫と偏狭を地上から永遠に除去しようと努めてゐる国際社会において、名誉ある地位を占めたいと思ふ。われらは、全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する。

(日本国憲法 1947年5月5日)